

神戸市立青陽須磨支援学校いじめ防止基本方針

令和7年4月更新

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童生徒にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童生徒が、楽しく心豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を目指すために「神戸市立青陽須磨支援学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」は、

- 神戸市いじめ指導三原則「するを許さず　されるを責めず　第三者なし」を核とした指導を行います。
 - 児童生徒、教職員の人権感覚を高めます。
 - 児童生徒と児童生徒、児童生徒と教職員をはじめとした、校内における温かな人間関係を築きます。
 - いじめを早期に発見し、実態に応じた指導を行い、いじめ問題に対応します。
 - いじめ問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。
- 以上の5つのポイントに重点を置いて取り組みを進めます。

1 「いじめ」とは・・・⇒「いじめ」の定義

「いじめ」とは、本校に在籍している児童生徒に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等のネット環境を通じて行われるものも含む）であって、いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

「いじめ」を訴えてきた児童生徒の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、中立の立場で事実関係を確かめ、広い視野で対応に当たります。

2 本校の教職員の姿勢

- ・年度初めに職員研修を行い、共通理解を図る。
- ・児童生徒一人一人が、自分の居場所を感じられる学級経営に努め、児童生徒との信頼関係を深める。
- ・児童生徒が自己実現を図れるように、分かる授業を日々行うことに努める。
- ・児童生徒の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ・「いじめは決して許さない」という姿勢を教員がもっていることをさまざまな活動を通して児童生徒に伝える。
- ・児童生徒一人一人の変化に気づく、鋭敏な感覚を持つように努める。
- ・児童生徒や保護者からの話を、親身に傾聴する姿勢を持つ。

- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。また、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・問題を抱え込みます、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識を持つ。

3 校内体制について

(1) 青陽須磨支援学校いじめ問題対策委員会を設置する。

構成は、校長、教頭、学部長、学年総務、生活指導係、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラーとする。

(2) いじめ問題対策委員会の役割

- ・本校におけるいじめ防止等の取り組みに関することや、相談内容の把握、児童生徒、保護者へのいじめ防止の啓発等に関するこを行なう。
- ・いじめの相談があった場合には、当該担任等を加え、事実関係の把握、関係児童生徒、保護者への対応等について協議を行う。なお、いじめに関する情報については、児童生徒の個人情報の取り扱いを十分に注意しながら、本校の教職員が共有するようとする。
- ・本校のいじめ対策についての取り組みの検証と改善を行う。

4 いじめを未然に防止するために

＜児童生徒に対して＞

- ・児童生徒一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるように居場所を作る。また、学級や学校のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・思いやりの心や、児童生徒一人一人がかけがいのない存在であるといった命の大切さを、道徳や学級活動・集会指導をはじめ、すべての教育活動全体を通して育てる。
- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を、全ての児童生徒が持つように、さまざまな活動の中で指導する。
- ・「いじめ」を見たら、教職員や友だちに知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。知らせてくれた児童生徒の安全を確保する。

＜学校全体として＞

- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という基盤をつくる。
- ・担任を中心に児童生徒の状況を複数の教員で見守る。
- ・「いじめ問題」「ハラスメント」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。特に、外国人及び外国にルーツを持つ児童生徒、LGBTQ 等の児童生徒についての理解を深め必要な支援を行う。
- ・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

＜保護者・地域に対して＞

- ・児童生徒が発する変化のサインに気づいた場合、すぐに学校へ相談するようにお願いします。

5 「いじめ」の早期発見について

- ・教育相談（個別懇談会）週間を定期的に設定し、担任が児童生徒の悩みを相談できる時間を確保する。また、いじめアンケートを実施する。（毎学期期末懇談時）
- ・担任と児童生徒が安心して相談できる関係づくりに努める。
- ・本校では、「いじめ」を的確に訴えることができない児童生徒がいることを念頭に置き、児童生徒の様子を担任はじめ多くの教員で見守り、気づいたことを共有する場を設ける。
- ・様子に変化が感じられる児童生徒には、積極的に声かけを行い、安心できる環境をつくる。
- ・教職員の見守り態勢の充実と情報共有を密にすることにより、個々の児童生徒の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、共に解決する姿勢を示して、児童生徒との信頼関係を深める。

6 「いじめ」の早期対応について

- ・いじめに限らず、困った事や悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童生徒に伝える。
- ・いじめられている児童生徒や保護者からの訴えには、親身になって話を聞き、児童生徒の悩みや苦しみを受け止め、児童生徒を支え、いじめから守る姿勢をもって対応する。
- ・いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに、いじめ問題対策委員会等、校内で情報を共有する。
- ・学校として組織的な体制のもとに、事実関係の把握を行う。
- ・事実関係を正確に当該の保護者に伝え、家庭の協力のもとに対応していく。
- ・再発を防止するため、いじめを受けた児童生徒・保護者への支援と、いじめを行った児童生徒への指導と保護者への支援を継続的に行う。
- ・状況によっては、教育委員会事務局、所轄警察署、少年サポートセンター等と連携して対処する。

7 インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

- ・西部少年サポートセンターに、スマホ安全教室を開催してもらう。
- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等の利用に関して、マナーやルールづくり等について、保護者に協力を依頼する。
- ・インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性について、最新の情報を把握して児童生徒や保護者に啓発する。
- ・インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、迅速な

対応を図るとともに、事案によっては警察等の関係機関と連携して対応する。

8 保護者・地域との連携

- ・地域の小中高等学校等との交流及び共同学習の推進にあたっては、交流先の学校園等との連携を密にし、交流の意義や配慮すべき事項について事前に十分な配慮がいきわたるように協力体制を整える。
- ・近隣の小中高等学校や児童生徒の居住する地域の幼稚園、小中高等学校との連携を深め、それぞれが推進するいじめ防止に係る取り組みについて、必要な協力体制を整える。
- ・関係機関や校区内の学校園と連携して地域会議を開催し、地域・学校からいじめを撲滅するための取り組みを進める。
- ・地域の会合等で、学校でのいじめの現状や取り組みを発信するとともに、家庭や地域での協力・見守りを依頼する。

9 いじめ事案への対処について

- ・人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し、指導の記録をとる。
- ・保護者に対して、事実について説明するとともに、二度と起こらないような体制について説明し理解を得るように努める。
- ・いじめられた児童生徒を守るために、全教職員で情報を共有し、対応に関して組織的に支援を行う。
- ・いじめた児童生徒へは、いじめは許さないという毅然とした指導を行い、相手の思いや自己の行為を考える時間を設けて、いじめを再び起こさない環境を構築する。
- ・教育委員会事務局に事実関係を報告する。

10 重大事態への対処

- ・重大事態が発生した際は、教育委員会事務局に迅速に報告する。
- ・教育委員会事務局の指示のもと、第三者からなる組織を設け調査する。
- ・重大事態が発生したことを真摯に受け止め、事実関係を把握し調査委員会に速やかに提出する。
- ・いじめを受けた児童生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。

11 その他

- ・この基本方針は本校の状況に応じて、いじめ問題対策委員会において点検・見直しをすすめ、適切に改訂を行う。